広島県告示第八百九十四号

査を次のとおり実施する。 広島県統計調査条例 (平成二十一年広島県条例第七号)第二条第一項に規定する県統計調

令和五年六月二十六日

広島県知事 湯 﨑 英 彦

一調査を行う者の名称

広島県(株式会社サー ベイリサーチセンター 広島事務所に委託して実施)

二 調査の名称

広島県子供の生活に関する実態調査

三 調査の目的

じて、 本調査は、 分析・比較することで、 子供の生活実態を把握し、 新たな施策や現在取り 家庭の所得の状況やひとり親などの家族状況に応 組んでいる施策の強化の必要性等を

検討するための基礎資料とするもの

四 調査対象の範囲

広島市、 呉市、 三原市、 福山市、 安芸高田市及び府中町を除く県下全域

五 報告を求める事項

広島県子供の生活に関する実態調査は、 子供を対象とした調査と、 保護者を対象とした

調査とし、次の事項を調査する。

1 子供を対象とした調査

報告者自身のこと、 学習環境や成績のこと、 普段の生活状況、 公的支援の 利用 状況等

2 保護者を対象とした調査

報告者自身及び世帯のこと、 親の就労状況、 子供との関わり方につい て、 家庭の経済

状況、公的支援の利用状況等

六 報告を求める事項の基準となる期日又は期間

令和五年六月二十六日から令和五年七月十日まで

七 報告を求める者

調査対象地域に所在する令和五年四月一日現在の小学校五年一組の児童、 中学校二年

組の生徒及びその保護者。

八 報告を求めるために用いる方法

査票に記入して小・中学校を通じて郵送で民間事業者に提出するか、 調査対象者に対して、 民間事業者から小 中学校を通じて調査票を配布し、 またはインター 報告者は ネッ 調

トで回答する。

九 報告を求める期間

- 調査の周期

不定期

2 調査の実施期間又は調査票の提出期限